

韓国の幼児教育政策 (2)

Early Childhood Education and Care in S. Korea (2)

佐野 通夫

SANO, Michio

キーワード：幼児教育、韓国、幼児教育法、嬰乳児保育法

『こども教育宝仙大学紀要』第4号掲載の「韓国の幼児教育政策 (1)」に引き続き、韓国の嬰幼児保育法「第2章 子どもの家の設置」以下を訳出・紹介する。

この間、2013年6月4日にも一部改正がなされている。この改正によって、前稿で紹介した「第1章 総則」中、第7条が改正されているので、第7条を合わせ示すこととする。

幼児教育法においても、2013年3月23日付けで、教育科学技術部が教育部に改称したことに伴い、教育部長官、教育部令等、使用用語が変更になっている。前稿を参照するにあたっては留意していただきたい。また、前稿は執筆時、未施行の条文について執筆時条文と改正条文を併記したが、本稿刊行時には未施行条文も施行済み予定なので、本稿では改正条文のみを掲載する。

嬰幼児保育法

[施行2013. 9. 5] [法律第11858号、2013. 6. 4、一部改正]

第1章 総則

第7条 (育児総合支援センター) ①幼児に第26条の2にともなう一時保育サービスの提供、保育に関する情報の収集・提供および相談のために保健福祉部長官は中央育児総合支援センターを、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事(以下「市・道知事」という)および市長・郡長・区庁長は地方育児総合支援センターを設置・運営しなければならない。この場合必要と認める場合には嬰児・障害児保育などに関する育児総合支援センターを別に設置・運営することができる。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2013. 6. 4)

②第1項による中央育児総合支援センターと地方育児総合支援センター(以下「育児総合支援センター」と

いう)には育児総合支援センターの長と保育に関する情報提供および相談業務などを担当する保育専門要員などをおく。(改正2013. 6. 4)

③削除(2011. 8. 4)

④育児総合支援センターの設置・運営および機能、育児総合支援センターの長と保育専門要員の資格および職務などの必要な事項は大統領令で定める。(改正2011. 8. 4、2013. 6. 4)

[全文改正2007. 10. 17] [題名改正2013. 6. 4] [施行日: 2013. 12. 5]

第2章 子どもの家の設置(改正2011. 6. 7)

第10条 (子どもの家の種類) 子どもの家の種類は次の各号のとおりとする。(改正2011. 6. 7、2011. 8. 4)

1. 国公立子どもの家：国家や地方自治体が設置・運営する子どもの家
2. 社会福祉法人子どもの家：「社会福祉事業法」による社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という)が設置・運営する子どもの家
3. 法人・団体など子どもの家：各種法人(社会福祉法人を除いた非営利法人)や団体などが設置・運営する子どもの家で大統領令で定める子どもの家
4. 職場子どもの家：事業主が事業場の勤労者のために設置・運営する子どもの家(国家や地方自治体の長が所属公務員のために設置・運営する子どもの家を含む)
5. 家庭子どもの家：個人が家庭やそれに準ずる所に設置・運営する子どもの家
6. 父母協同子どもの家：保護者たちが組合を結成して設置・運営する子どもの家
7. 民間子どもの家：第1号から第6号までの規定にあたらぬ子どもの家 [全文改正2007. 10. 17]

[題目改正2011. 6. 7]

第11条 (保育計画の樹立および施行) ①保健福祉部長官、市・道知事および市長・郡守・区長は保育事業を円滑に推進するために、保健福祉部長官の場合は中央保育政策委員会、その外の場合には各地方保育政策委員会の審議を経て、子どもの家需給計画などを含んだ保育計画を樹立・施行しなければならない。この場合保育計画には国公立子どもの家の供給に関する計画および目標が含まれなければならない。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2013. 8. 13〉

②保健福祉部長官、市・道知事および市長・郡守・区長は第1項による保育計画の樹立・施行のために必要ならば子どもの家、保育関連法人・団体などに対して資料提供などの協力を要請することができ、その要請を受けた子どもの家と保育関連法人・団体などは正当な事由がなければ要請に従わなければならない。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉

③第1項による保育計画の内容、樹立時期および手続きなどに必要な事項は大統領令で定める。[全文改正2007. 10. 17] [施行日：2014. 2. 14]

第11条の2 (子どもの家または子どもの家用地確保) 市・道知事、市長・郡守・区長は「都市開発法」、「都市および住居環境整備法」、「宅地開発促進法」、「産業立地および開発に関する法律」および「スイートホーム住宅建設などに関する特別法」などによって施行する開発・整備・造成事業に子どもの家または子どもの家用地が確保されることができるよう努力しなければならない。〈改正2009. 3. 20、2011. 6. 7、2011. 8. 4〉 [本条新設2008. 1. 17] [題目改正2011. 6. 7]

第12条 (国公立子どもの家の設置など) 国家や地方自治体は国公立子どもの家を設置・運営しなければならない。この場合国公立子どもの家は第11条の保育計画によって都市低所得住民密集住居地域および農漁村地域など脆弱地域、「建築法」にともなう共同住宅中、大統領令に定める一定世帯以上の共同住宅を建設する住宅団地地域に優先的に設置しなければならない。〈改正2011.6.7、2013.8.13〉

[全文改正2007. 10. 17] [題名改正2011. 6. 7] [施行日：2014. 2. 14]

第13条 (国公立子どもの家以外の子どもの家の設置) ①国公立子どもの家以外の子どもの家を設置・運営しようとする者は特別自治道知事・市長・郡守・区長の認可を受けなければならない。認可を受けた事項の中で重要事項を変更しようとする場合もまた同じである。〈改正2011. 6. 7、2011. 8. 4〉

②第1項によって子どもの家の設置認可を受けた者は子どもの家訪問者などが見ることのできる場所に子

どもの家認可証を掲示しなければならない。〈新設2011. 8. 4〉

③第1項による認可に必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 8. 4〉 [全文改正2007. 10. 17] [題目改正2011. 6. 7]

第14条 (職場子どもの家の設置など) ①大統領令で定める決まった規模以上の事業場の事業主は職場子どもの家を設置しなければならない。ただし、事業場の事業主が職場子どもの家を単独で設置することができない時には事業主共同で職場子どもの家を設置・運営するか、地域の子どもの家と委託契約を結んで勤労者子女の保育を支援するか、勤労者に保育手当てを支給しなければならない。〈改正2011. 6. 7〉

②第1項による子どもの家の設置・委託契約および保育手当ての支給に必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉 [全文改正2007. 10. 17] [題目改正2011. 6. 7]

第14条の2 (職場子どもの家設置義務未履行事業場名簿公表など) ①保健福祉部長官および大統領令で定める機関(「調査機関」という。以下この条で同じ)の長は第14条による職場子どもの家設置などの義務履行に関する実態の調査を毎年実施しなければならない。この場合、調査機関の長は実態の調査を完了した後、その結果を保健福祉部長官に通報しなければならない。

②保健福祉部長官は第1項による実態調査の結果、職場子どもの家設置などの義務を履行しない事業場(「未履行事業場」という。以下この条で同じ)の名簿を公表することができる。ただし、大統領令で定める事由がある場合にはそうではない。

③第1項による未履行事業場名簿公表可否を審議するために保健福祉部に職場子どもの家名簿公表審議委員会(以下この条で「委員会」という)を置く。この場合、委員会の委員は委員長を含む5人以上で構成し、次の各号のどれか一にあたる者の中から保健福祉部長官が任命もしくは委嘱する。

1. 保健福祉部で保育政策を担当する3級公務員または高位公務員団に属する一般職公務員
2. 弁護士など法律専門家
3. 勤労者を代表する者
4. 事業主を代表する者
5. 共益を代表する者
6. その他保育専門家など大統領令で定める者

④保健福祉部長官は委員会の審議を経た名簿公表対象事業場の事業主に大統領令で定めるところによって名簿公表対象者であることを通知して疎明機会を与えなければならない。

⑤第2項による公表は官報に載せるか保健福祉部ホームページに6ヶ月以上掲示する方法とする。

⑥第1項から第3項までの規定による職場子どもの家設置など義務履行に関する実態の調査の内容と方法、未履行事業場名簿公表と係わって必要な事項および委員会の設置・運営などに必要な事項は大統領令で定める。[本条新設2011. 12. 31]

第15条(子どもの家設置基準) 子どもの家を設置・運営しようとする者は保健福祉部令で定める設置基準を満たさなければならない。ただし、遊び場設置と非常災害対備施設に係わる事項はそれぞれ第15条の2と第15条の3による。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2011. 12. 31〉[全文改正2007. 10. 17][題目改正2011. 6. 7]

第15条の2(遊び場設置) ①子どもの家を設置・運営する者は遊び場を設置しなければならない。設置に関する基準は保健福祉部令で定める。ただし、次の各号の一に該当する子どもの家はそのぞく。

1. 保育定員50人未満の子どもの家
2. 100メートル以内に保健福祉部令で定める基準を満たす遊び場が設置されている子どもの家

②第1項にもかかわらず特別自治道知事・市長・郡守・区長は第6条第1項による地方保育政策委員会の審議を経て2005年1月29日以前に認可を受けた子どもの家が都心および島嶼・僻地など地域の条件上、遊び場を設置しにくい場合で保育上差し支えがないと認める場合には遊び場を設置しないなど遊び場設置基準を緩和して変更認可することができる。[本条新設2011. 6. 7]

第15条の3(非常災害対備施設) ①子どもの家を設置・運営する者は必ず1階と2階以上など種類別の非常災害対備施設を設置しなければならない。設置に関する基準は保健福祉部令で定める。

②第1項にもかかわらず特別自治道知事・市長・郡守・区長は2009年7月3日以前にすでに認可を受けた子どもの家(「既認可子どもの家」という。以下、この条で同じ)が非常災害対備に差し支えがないと判断する場合、従前認可当時の基準を適用することができる。この場合、特別自治道知事・市長・郡守・区長は既認可子どもの家が非常災害対備に差し支えがないかの可否を判断するために非常災害対備施設基準審議委員会を構成・運営しなければならない。該当委員会の審議を必ず経なければならない。

③第2項による非常災害対備施設基準審議委員会の委員は5人以上で、次の各号のどれか一つにあたる者の中から特別自治道知事・市長・郡守・区長が任命もしくは委嘱する。この場合、全体委員の2分の1

以上は第1号から第4号までにあたる者で構成しなければならない。委員長は委員の中から互選する。

1. 消防公務員
2. 消防技術士
3. 消防施設管理士
4. 「消防施設設置・維持および安全管理に関する法律」第4条の2による消防・防災分野に関する専門知識を備えた者
5. 保育関連業務を担当する公務員
6. 「高等教育法」第2条による学校に在職している保育関連分野教授

④委員の任期、運営および会議などに必要な事項は第6条による地方保育政策委員会関連規定を準用する。[本条新設2011. 12. 31]

第16条(欠格事由) 次の各号のどれか一つにあたる者は子どもの家を設置・運営することができない。〈改正2011. 6. 7〉

1. 未成年者・禁治産者または限定治産者
2. 精神疾患患者
3. 麻薬・大麻または向精神性医薬品中毒者
4. 破産宣告を受けて復権されない者
5. 禁固以上の実刑の宣告を受けてその執行が終了(執行が終わったとみなされる場合を含む)されるか執行が免除された日から3年が経過しない者
6. 禁錮以上の刑の執行猶予の宣告を受けてその猶予期間中の者
7. 第45条によって子どもの家の閉鎖命令を受けて1年が経過しない者 [全文改正2007. 10. 17]

第3章 保育教職員 〈改正2011. 6. 7〉

第17条(保育教職員の配置) ①子どもの家には保育教職員を置かなければならない。〈改正2011. 6. 7〉

②保育教職員の配置基準などに必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉[全文改正2007. 10. 17][題目改正2011. 6. 7]

第18条(保育教職員の職務) ①子どもの家の園長は子どもの家を統括し保育教師とその外の職員を指導・監督して嬰幼児を保育する。〈改正2011. 6. 7〉

②保育教師は嬰幼児を保育して子どもの家の園長が不可避な事由で職務を遂行することができない時にはその職務を代行する。〈改正2011. 6. 7〉[全文改正2007. 10. 17][題目改正2011. 6. 7]

第19条(保育教職員の任免など) ①特別自治道知事・市長・郡守・区長は保育教職員の権益保障と勤労条件改善のために保育教職員の任免と経歴などに関する事項を管理しなければならない。〈改正2011. 6. 7、2011. 8. 4〉

- ②子どもの家の園長は保健福祉部令で定めるところによって保育教職員の任免に関する事項を特別自治道知事・市長・郡守・区長に報告しなければならない。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2011. 8. 4〉
〔全文改正2007. 10. 17〕〔題目改正2011. 6. 7〕
- 第20条 (欠格事由) 次の各号のどれかに該当する者は子どもの家に勤めることができない。〈改正2011. 6. 7〉
1. 第16条各号のどれか一つに該当する者
 2. 第46条もしくは第47条によって資格停止中である者
 3. 第48条によって資格が取り消しされた後1年が経過しない者〔全文改正2007. 10. 17〕
- 第21条 (子どもの家の園長または保育教師の資格) ①子どもの家の園長は大統領令で定める資格を持った者で保健福祉部長官が検定・授与する資格証を受けた者ではなければならない。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉
- ②保育教師は次の各号のどれか一つに該当する者で保健福祉部長官が検定・授与する資格証を受けた者でなければならない。〈改正2008. 1. 17、2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 8. 4〉
1. 「高等教育法」第2条による学校で保健福祉部令に定める保育関連教科目と単位を履修して専門学士学位以上を取得した者
 - 1の2. 法令によって「高等教育法」第2条による学校を卒業した者と同等水準以上の学歴があると認められた者で保健福祉部令で定める保育関連教科目と単位を履修して専門学士学位以上を取得した者
 2. 高等学校もしくはそれと同等水準以上の学校を卒業した者で市・道知事が指定した教育訓練施設で所定の教育課程を履修した者
- ③第2項による保育教師の等級は1・2・3級とし、等級別資格基準は大統領令で定める。
- ④第2項第2号による教育訓練施設の指定および指定取り消し、教育課程などに必要な事項は保健福祉部令で定める。〈新設2011. 8. 4〉〔全文改正2007. 10. 17〕〔題目改正2011. 6. 7〕
- 第22条 (子どもの家の園長または保育教師資格証の交付など) ①保健福祉部長官は第21条第1項および第2項により子どもの家の園長または保育教師の資格を検定して資格証を交付しなければならない。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉
- ②保健福祉部長官は第1項による子どもの家の園長または保育教師の資格証を交付されるか再交付 (以下「保育資格証交付等」という) を受けようとする者に保健福祉部令で定めるところによって手数料を受けることができる。〈新設2011. 6. 7〉
- ③削除 〈2011. 8. 4〉
- ④削除 〈2011. 8. 4〉
- ⑤第51条の2第1項第2号によって保育資格証交付等に関する業務の委託を受けた公共または民間機関・団体は第2項によって納付を受けた手数料を保健福祉部長官の承認を受けて保育資格証交付等に必要な経費に直接あてることができる。〈新設2011. 6. 7、2011. 8. 4〉
- ⑥保育資格証交付等に必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉〔全文改正2007. 10. 17〕〔題目改正2011. 6. 7〕
- 第22条の2 (名義貸与などの禁止) 子どもの家の園長または保育教師は他者に自分の姓名や子どもの家の名称を使って子どもの家の園長または保育教師の業務を遂行させ、また資格証を貸与してはならない。〈改正2011. 6. 7〉〔全文改正2007. 10. 17〕
- 第23条 (子どもの家園長の補修教育) ①保健福祉部長官は子どもの家園長の資質向上のための補修教育を実施しなければならない。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2011. 12. 31〉
- ②第1項による補修教育は事前職務教育と職務教育に区分する。〈改正2011. 12. 31〉
- ③削除 〈2011. 8. 4〉
- ④第1項による補修教育の期間・方法・内容などに必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 8. 4〉〔全文改正2007. 10. 17〕〔題目改正2011. 12. 31〕
- 第23条の2 (保育教師の補修教育) ①保健福祉部長官は保育教師の資質向上のための補修教育を実施しなければならない。
- ②第1項による補修教育は職務教育と昇級教育に区分する。
- ③第1項による補修教育の期間・方法・内容などに必要な事項は保健福祉部令で定める。〔本条新設2011. 12. 31〕
- 第23条の3 (教育命令) ①保健福祉部長官は「児童福祉法」第17条に違反した者が第16条第5号から第8号までの欠格事由および第20条第1号の欠格事由 (第16条第5号から第8号までの欠格事由に該当する場合に限定する) に該当しなくなり、子どもの家を設置・運営したり子どもの家に勤めようとする場合にはその人に対し事前に児童虐待防止のための教育を受けるように命じなければならない。この場合、教育実施にかかる費用は教育を受ける者が負担する。
- ②第1項にともなう教育命令の措置と関連した手続き、

教育機関、教育方法・内容などに必要な事項は保健福祉部令で定める。

[本条新設 2013. 8. 13] [施行日：2014. 2. 14]

第4章 子どもの家の運営 〈改正 2011. 6. 7〉

第24条 (子どもの家の運営基準など) ①子どもの家を設置・運営する者は保健福祉部令で定める運営基準によって子どもの家を運営しなければならない。〈改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉

②国家や地方自治体は第12条によって設置された国公立子どもの家を法人・団体もしくは個人に委託して運営することができる。この場合最初の委託は保健福祉部令で定める国公立子どもの家委託制選定管理基準によって審議し、次の各号のどれか一に該当する者に委託する場合を除き公開競争の方法による。〈改正 2008. 1. 17、2011. 6. 7、2011. 8. 4〉

1. 民間子どもの家を国家または地方自治体に寄付進呈して国公立子どもの家に切り替える場合、寄付進呈の前にその子どもの家を設置・運営した者
2. 国公立子どもの家設置時該当の敷地または建物を国家または地方自治体に寄付進呈するか無償で使用するようにした者
3. 「住宅法」によって設置された民間子どもの家を国公立子どもの家に切り替える場合、切り替える前にその子どもの家を設置・運営した者

③第14条によって職場子どもの家を設置した事業主はこれを法人・団体または個人に委託して運営することができる。〈改正 2011. 6. 7〉

④第2項と第3項による子どもの家委託および委託取り消しなどに必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2011. 8. 4〉
[全文改正 2007. 10. 17] [題目改正 2011. 6. 7]

第25条 (子どもの家運営委員会) ①子どもの家の園長は子どもの家運営の自律性と透明性を高めて地域社会との連携を強化して地域の実情と特性に相応しい保育を実施するために子どもの家に子どもの家運営委員会を設置・運営することができる。ただし、第26条による脆弱保育を優先的に実施しなければならない子どもの家と大統領令で定める子どもの家は子どもの家運営委員会を設置・運営しなければならない。〈改正 2011. 6. 7〉

②子どもの家運営委員会はその子どもの家の園長、保育教師代表、父母代表および地域社会人士(職場子どもの家の場合にはその職場の子どもの家業務担当者とする)で構成する。〈改正 2011. 6. 7〉

③子どもの家の園長は子どもの家運営委員会の委員定数を5名以上10名以内の範囲で子どもの家の規模な

どを考慮して決めることができる。〈改正 2011. 6. 7〉

④子どもの家運営委員会は次の各号の事項を審議する。〈改正 2011. 6. 7、2011. 8. 4、2013. 8. 13〉

1. 子どもの家運営規定の制定や改正に関する事項
2. 子どもの家の予算および決算の報告に関する事項
3. 嬰幼兒の健康・栄養および安全に関する事項
4. 保育時間、保育課程の運営方法など子どもの家の運営に関する事項
5. 保育教職員の勤務環境改善に関する事項
6. 嬰幼兒の保育環境改善に関する事項
7. 子どもの家と地域社会の協力に関する事項
8. 保育料以外の必要経費を受ける場合、第38条にともなう範囲でその受納額決定に関する事項
9. その他子どもの家運営に対する提案および建議事項

⑤その他、子どもの家運営委員会の設置・運営に必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉

[全文改正 2007. 10. 17] [題目改正 2011. 6. 7] [施行日：2014. 2. 14]

第25条の2 (両親モニター団) ①市・道知事または市長・郡長・区庁長は子どもの家保育環境をモニターして改善のためのコンサルティングをするために両親、保育・保健専門家で点検団(以下、この条で「両親モニター団」という)を構成・運営することができる。

②両親モニター団は次の各号の職務を遂行する。

1. 子どもの家の給食、衛生、健康および安全管理など運営状況モニター
2. 子どもの家保育環境改善のためのコンサルティング
3. その他、保育関連事項として保健福祉部令で定める事項

③両親モニター団は10人以内で構成し、市・道知事または市長・郡長・区庁長が委嘱する。

④市・道知事および市長・郡長・区庁長は両親モニター団として委嘱された人に職務遂行に必要な教育を実施することができる。

⑤国家と地方自治体は両親モニター団の構成・運営および教育などに必要な費用の全部または一部を予算の範囲で支援することができる。

⑥両親モニター団は第2項各号の職務を遂行するために子どもの家に入出でき、この場合あらかじめ市・道知事または市長・郡長・区庁長の承認を受けなければならない。

⑦両親モニター団が第6項にともなう承認を受けて、

子どもの家に入出する場合には承認書と身分を表わす証票を子どもの家の園長など関係者にしめさなければならぬ。

- ⑧両親モニター団は公務員が第42条により子どもの家運営状況を調べるために子どもの家に入出する場合には公務員と共に子どもの家に入出することができる。この場合市・道知事または市長・郡長・区庁長の承認を省略することができる。
- ⑨第1項から第8項までにともなう両親モニター団の構成・運営、教育、費用支援および職務遂行などに必要な細部事項は保健福祉部令で定める。

[本条新設2013. 6. 4] [施行日: 2013. 12. 5]

第26条 (脆弱保育の優先実施など) ①国家や地方自治体、社会福祉法人、その外の非営利法人が設置した子どもの家と大統領令で定める子どもの家の園長は嬰兒・障害児・「多文化家族支援法」第2条第1号による多文化家族の児童などに対する保育 (以下「脆弱保育」という) を優先的に実施しなければならない。〈改正2008. 12. 19、2011. 6. 7〉

- ②保健福祉部長官、市・道知事および市長・郡守・区長は脆弱保育を活性化することに必要な各種施策を樹立・施行しなければならない。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18〉
- ③脆弱保育の種類と実施などに必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18〉 [全文改正2007. 10. 17]

第26条の2 (一時保育サービス) ①国家または地方自治体は第34条にともなう無償保育および「幼児教育法」第24条にともなう無償教育支援を受けない幼児に対し、必要な場合一時保育サービスを支援することができる。この場合、一時保育サービスの種類、支援対象、支援方法、その他、一時保育サービスの提供に必要な事項は保健福祉部令で定める。

- ②特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区庁長は次の各号のどれか一つに該当する施設を一時保育サービスを提供する機関 (以下、この条で「一時保育サービス指定機関」という) として指定できる。
1. 育児総合支援センター
 2. 子どもの家
 3. その他、一時保育サービスの提供が可能な施設として保健福祉部令で定める施設
- ③保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡長・区庁長は一時保育サービス指定機関に予算の範囲で一時保育サービスの提供に必要な費用を補助することができる。
- ④市長・郡長・区庁長は一時保育サービス指定機関が次の各号のどれか一つに該当する場合には第2項に

ともなう指定を取り消すことができる。

1. 一時保育サービス指定機関が支給された補助金および費用を目的以外の用途に使った場合
 2. 一時保育サービス指定機関が偽りやその他の不正な方法で補助金および費用を支給された場合
 3. その他、大統領令に定める理由がある場合
- ⑤一時保育サービス指定機関の安全事故予防および事故にともなう幼児生命・身体などの被害補償に関しては第31条の2を準用する。この場合「子どもの家」は「一時保育サービス指定機関」と、「子どもの家の園長」は「一時保育サービス指定機関の長」とする。

[本条新設2013. 6. 4] [施行日: 2013. 12. 5]

第27条 (子どもの家の利用対象) 子どもの家の利用対象は保育が必要な嬰幼児を原則とする。ただし、必要な場合、子どもの家の園長は満12歳まで延長して保育することができる。〈改正2011. 6. 7〉 [全文改正2007. 10. 17] [題目改正2011. 6. 7]

第28条 (保育の優先提供) ①国家や地方自治体、社会福祉法人、その外の非営利法人が設置した子どもの家と大統領令で定める子どもの家の園長は次の各号のどれか一つに該当する者が優先的に子どもの家を利用するようにしなければならない。ただし、「雇用政策基本法」第40条第2項によって雇用促進施設の設置・運営の委託を受けた公共団体または非営利法人が設置・運営する子どもの家の園長は勤労者の子女が優先的に子どもの家を利用するようにできる。〈改正2007. 10. 17、2008. 2. 29、2009. 10. 9、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2013. 8. 13〉

1. 「国民基礎生活保障法」による受給者
2. 「単親家族支援法」第5条による保護対象者の子女
3. 「国民基礎生活保障法」第24条による次上位階層の子女
4. 「障害者福地方法」第2条による障がい者の中で保健福祉部令で定める障害等級以上に該当する者の子女
5. 「多文化家族支援法」第2条第1号による多文化家族の子女
6. その他所得水準および保育需要などを考慮して保健福祉部令で定める者の子女

②事業主は事業場勤労者の子女が優先的に職場子どもの家を利用するようにしなければならない。〈改正2011. 6. 7〉 [全文改正2007. 10. 17] [施行日: 2014. 2. 14]

第29条 (保育課程) ①保育課程は嬰幼児の身体・情緒・言語・社会性および認知的発達をはかることができる内容を含まなければならない。

- ②保健福祉部長官は標準保育課程を開発・普及しなければならず、必要によりその内容を検討して修正・補完しなければならない。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18〉
- ③子どもの家の園長は第2項の標準保育課程によって嬰幼児を保育するように努力しなければならない。〈改正2011. 6. 7〉
- ④子どもの家の園長は保護者の同意を受けて、一定の年齢以上の幼児に保健福祉部令に定める特定の時間帯に限定して、保育課程の他に子どもの家内外でなされる特別活動プログラム（以下「特別活動」という）を実施することができる。この場合子どもの家の園長は特別活動に参加しない幼児のために、特別活動に代替できるプログラムを共に用意しなければならない。〈新設2013. 8. 13〉
- ⑤第1項による保育課程の具体的な内容は保健福祉部令で定める。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18〉 [全文改正2007. 10. 17] [施行日：2014. 2. 14]
- 第29条の2（子どもの家生活記録）子どもの家の園長は嬰幼児生活指導および小学校教育との連携指導に活用するように嬰幼児の発達状況などを総合的に観察・評価して保健福祉部長官が決める基準によって生活記録簿を作成・管理しなければならない。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉 [全文改正2007. 10. 17] [題目改正2011. 6. 7]
- 第30条（子どもの家評価認証）①保健福祉部長官は保育サービスの質的水準を進めるために子どもの家設置・運営者の申請によって子どもの家の保育環境、保育課程運営および保育者の専門性などを評価して該当の子どもの家に対する評価認証を実施することができる。〈改正2011. 8. 4〉
- ②保健福祉部長官は第1項による評価認証を受けようとする子どもの家設置・運営者から保健福祉部令で定めるところによって評価認証に必要な費用を受けることができる。
- ③保健福祉部長官は第1項による評価認証の結果によって保育事業実施に必要な支援ができる。
- ④保健福祉部長官は第1項による子どもの家評価認証の結果を保健福祉部令で定めるところによって公にすることができる。〈改正2011. 8. 4〉
- ⑤保健福祉部長官は第1項によって評価認証を受けた子どもの家の設置・運営者が次の各号のどれかに該当する場合にはその評価認証を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合にはその認証を取り消さなければならない。〈改正2011. 8. 4〉
1. 偽りやその他の不正な方法で評価認証を受けた場合
 2. 子どもの家の設置・運営者がこの法に違反して禁錮以上の刑を宣告受け、刑が確定した場合
 3. 第40条第2号または第3号によって補助金の返還命令を受けたり、第45条または第46条から第48条までの規定による行政処分を受けた場合（是正命令を受けた場合は除く）
 4. その他、評価認証を維持しにくいと認められる場合として保健福祉部令で定める場合
- ⑥第51条の2第1項第4号によって評価認証に関する業務の委託を受けた公共または民間機関・団体は第2項によって納付を受けた手数料を保健福祉部長官の承認を受けて評価認証に必要な経費に直接あてることができる。〈改正2011. 8. 4〉
- ⑦第1項による子どもの家評価認証の実施および有効期間などに必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2011. 8. 4〉 [全文改正2011. 6. 7]

第5章 健康・栄養および安全

第31条（健康管理および応急措置）①子どもの家の園長は嬰幼児と保育教職員に対して定期的に健診を実施するなど健康管理をしなければならない。〈改正2011. 6. 7〉

②子どもの家の園長は嬰幼児に疾病・事故または災害などによって危急状態が発生した場合、直ちに応急医療機関に移送しなければならない。〈改正2011. 6. 7〉

③第1項による健診などに必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18〉 [全文改正2007. 10. 17]

第31条の2（子どもの家安全共済事業など）①子どもの家相互の間の協同組織を通じて子どもの家の安全事故を予防し、子どもの家の安全事故によって生命・身体または財産上の被害を被った嬰幼児および保育教職員などに対する補償をするために保健福祉部長官の許可を受けて子どもの家安全共済事業（以下「共済事業」という）をすることができる。〈改正2010. 1. 18、2011. 6. 7、2011. 8. 4〉

②共済事業のために設立される子どもの家安全共済会（以下「共済会」という）は法人とし、主な事務所の所在地に設立登記をすることによって成立する。〈改正2011. 6. 7〉

③子どもの家の園長は共済会の加入者になる。〈改正2011. 8. 4〉

④共済会に加入した子どもの家の園長は共済事業の遂行に必要な出資金と次の各号の共済料などを共済会に納付しなければならない。ただし、第2号と第3

号の共済料は子どもの家の園長が選択して納めることができる。(新設2011. 8. 4)

1. 嬰幼児の生命・身体に対する被害を償うための共済料
 2. 保育教職員などの生命・身体に対する被害を償うための共済料
 3. 子どもの家の財産上の被害を償うための共済料
- ⑤共済会の基本財産は会員の出資金などで造成する。ただし、保健福祉部長官は共済会の主な事務所の設置および運営に必要な費用の一部を支援することができる。(改正2010. 1. 18、2011. 8. 4)
- ⑥共済会の会員資格、役員に関する事項および出資金の負担基準に関する事項は定款で決める。(改正2011. 8. 4)
- ⑦共済会の設立許可基準および手続き、定款記載事項、運営および監督などに関して必要な事項は大統領令で定める。(改正2011. 8. 4)
- ⑧共済会は共済事業の範囲、共済料、共済事業にあてるための責任引き当て金など共済事業の運営に関して必要な事項を含んだ共済規定を定めて保健福祉部長官の許可を受けなければならない。共済規定を変更しようとする時もまた同じである。(改正2010. 1. 18、2011. 8. 4)
- ⑨共済会に関してこの法に規定されたことを除き、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。(改正2011. 8. 4)
- ⑩この法による共済会の事業については「保険業法」を適用しない。(改正2011. 8. 4)
- ⑪子どもの家の園長が第4項第3号の共済料を納める場合「社会福祉事業法」第34条の2による保険加入義務を履行したものとみなす。(新設2011. 8. 4)
[本条新設2008. 12. 19] [題目改正2011. 6. 7] [施行日：2013. 12. 5]

第31条の3 (予防接種可否の確認) ①子どもの家の園長は嬰幼児に対して最初に保育を実施した日から30日以内に特別自治道知事・市長・郡守・区長または嬰幼児の保護者から「感染症の予防および管理に関する法律」第27条によって特別自治道知事・市長・郡守・区長または予防接種をした者が発給した予防接種証明によって、またはその他これに準する証明資料の提出を受けて嬰幼児の予防接種に関する事実を確認することができる。

②子どもの家の園長は第1項による確認の結果、予防接種を受けない嬰幼児には必要な予防接種を受けるように保護者を指導することができ、必要な場合、管轄保健所長に予防接種支援などの協力を要請することができる。

③子どもの家の園長は嬰幼児の予防接種可否確認および管理のために第29条の2による子どもの家生活記録に予防接種可否および内容に関する事項を記録して管理しなければならない。[本条新設2011. 8. 4]

第32条 (治療および予防措置) ①子どもの家の園長は第31条による健診の結果、疾病に感染したとか感染する恐れがある嬰幼児に対して、その保護者と協議して疾病の治療と予防に必要な措置をしなければならない。(改正2011. 6. 7)

②子どもの家の園長は第31条による健診の結果やその他医師の診断の結果、感染症に感染または感染したことが疑われるとか感染する恐れがある嬰幼児、子どもの家居住者および保育教職員を保健福祉部令で定めるところによって子どもの家から隔離させるなど必要な措置ができる。(新設2011. 8. 4)

③子どもの家の園長は第1項の措置のために必要ならば「地域保健法」第7条と第10条による保健所および保健地所、「医療法」第3条による医療機関に協力を求めることができる。(改正2011. 6. 7、2011. 8. 4)

④第2項によって協力の要請を受けた保健所・保健地所および医療機関の長は適切な措置を取らなければならない。(改正2011. 8. 4)

[全文改正2007. 10. 17]

第33条 (給食管理) 子どもの家の園長は嬰幼児に保健福祉部令で定めるところによって均衡が取れ衛生的で安全な給食をしなければならない。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7)

[全文改正2007. 10. 17]

第33条の2 (子どもの家車両安全管理) 子どもの家の園長は嬰幼児の通学のために車両を運営する場合、「道路交通法」第52条によりあらかじめ子ども通学バスとして所轄警察署長に申告しなければならない。

[本条新設2013. 8. 13] [施行日：2014. 2. 14]

第6章 費用

第34条 (費用の負担) ①国家や地方自治体は「国民基礎生活保障法」による受給者と保健福祉部令で定める一程所得以下家庭の子女などの保育に必要な費用の全部または一部を負担しなければならない。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18)

②第1項による保育に必要な費用は家庭の所得水準と居住地域などを考慮して差別支援することができる。

③国家と地方自治体は子女が2人以上の場合に対して追加的に支援することができる。(新設2008. 12. 19)

[全文改正2007. 10. 17]

第34条の2 (養育手当) ①国家と地方自治体は子どもの家や「乳児教育法」第2条による幼稚園を利用しな

い婴幼儿に対して婴幼儿の年齢と保護者の経済的水準を考慮して養育に必要な費用を支援することができる。〈改正2011. 6. 7〉

- ②第1項による幼児が第26条の2による一時保育サービスを利用する場合にもその幼児に対しては第1項にともなう養育に必要な費用を支援することができる。〈新設2013. 6. 4〉
- ③第1項による費用支援の対象・基準などについて必要な事項は大統領令で定める。〈改正2013. 6. 4〉

[本条新設2008. 12. 19] [施行日:2013. 12. 5]

第34条の3 (保育サービス利用権) ①国家と地方自治体は第34条、第34条の2および第35条による費用支援のために保育サービス利用権 (以下「利用権」という) を婴幼儿の保護者に支給することができる。〈改正2011. 6. 7、2011. 8. 4〉

- ②削除 (2011. 8. 4)
- ③利用権の支給および利用手続きなどに関して必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2010. 1. 18、2011. 8. 4〉

[本条新設2008. 12. 19]

第34条の4 (費用支援申請) ①婴幼儿の保護者は第34条、第34条の2および第35条による費用の支援を申請することができる。〈改正2011. 6. 7〉

- ②第1項による申請をする時次の各号の資料または情報提供に対する保護者およびその家族員の同意書面を提出しなければならない。
 1. 「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第2条第2号および第3号による金融資産および金融取り引きの内容に対する資料または情報の中で預金の平均残額とその他に大統領令で定める資料または情報 (以下「金融情報」という)
 2. 「信用情報の利用および保護に関する法律」第2条第1号による信用情報の中で債務額とその他大統領令で定める資料または情報 (以下「信用情報」という)
 3. 「保険業法」第4条第1項各号による保険に加入して納めた保険料とその他に大統領令で定める資料または情報 (以下「保険情報」という)
- ③第1項による費用支援の申請方法および手続きは保健福祉部令で定める。〈改正2011. 8. 4〉

[本条新設2008. 12. 19]

第34条の5 (調査・質問) ①保健福祉部長官または地方自治体の長は第34条の4第1項による申請者および支援が確定された者に対して費用支援対象資格確認のために必要な書類やその外の所得・財産などに関する資料の提出を要求することができ、所属公務員をして費用支援申請者および支援が確定された者の

住居、その外の必要な場所に入入りして書類などを調査し、関係者に必要な質問をすることができる。〈改正2010. 1. 18〉

- ②保健福祉部長官または地方自治体の長は第1項による調査または費用支援事業を遂行するために必要な金融情報、信用情報、保険情報、国税・地方税・土地・建物・健保・国民年金・雇用保険・産業災害保険などに関する資料の提供を関係機関の長に要請することができる。この場合資料の提供の要請を受けた関係機関の長は特別な事由がない限り、これに応じなければならない。〈改正2010. 1. 18〉
- ③第1項によって出入・調査・質問をする者はその権限を表示する証票を持ち、これを関係者に示さなければならない。
- ④保健福祉部長官もしくは地方自治体の長は費用支援申請者または支援が確定された者が第1項による書類または資料の提出を拒否するとか、調査・質問を拒否・妨害もしくは忌避する場合には費用支援の申し込みを却下するとか支援決定を取り消し・中止または変更することができる。〈改正2010. 1. 18〉
- ⑤第1項による調査・質問の範囲・時期および内容に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2010. 1. 18〉
- ⑥保育費用支援対象に対する住民登録住所地などを把握するために「電子政府法」第36条第1項によって行政情報を共同利用することができる。〈改正2010. 2. 4〉

[本条新設2008. 12. 19]

第34条の6 (金融情報などの提供) ①国家および地方自治体は第34条、第34条の2および第35条による費用を支援しようとする時、費用支援申請者およびその家族員の財産を評価するために「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第4条第1項と「信用情報の利用および保護に関する法律」第23条第1項にもかわらず、費用支援申請者およびその家族員が第34条の4によって提出した同意書面を電子的形態に変えた文書によって金融機関等 (「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第2条第1号による金融会社等、「信用情報の利用および保護に関する法律」第2条第5号による信用情報集中機関をいう。以下同じ) の長に金融情報・信用情報または保険情報 (以下「金融情報」という) の提供を要請することができる。〈改正2011. 6. 7、2011. 7. 14〉

- ②国家および地方自治体は第34条、第34条の2および第35条による費用支援が確定された者に対して費用支援対象資格確認のために必要だと認める場合、「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第

4条第1項と「信用情報の利用および保護に関する法律」第32条にもかかわらず、大統領令で定める基準によって人的事項を記載した文書または情報通信網によって金融機関等の長に金融情報等を提供するように要請することができる。(新設2011. 6. 7)

③第1項および第2項によって金融情報等の提供の要請を受けた金融機関等の長は「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第4条と「信用情報の利用および保護に関する法律」第32条にもかかわらず名義者の金融情報等を提供しなければならない。(改正2011. 6. 7)

④第3項によって金融情報等を提供した金融機関等の長は金融情報等の提供事実を名義者に知らせなければならない。ただし、名義者の同意がある場合には「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第4条の2第1項にもかかわらず知らせないことがある。(改正2011. 6. 7)

⑤第1項から第3項までの規定による金融情報等の提供要請および提供は「情報通信網利用促進および情報保護などに関する法律」第2条第1項第1号による情報通信網を利用しなければならない。ただし、情報通信網の損傷など不可避な場合にはそうではない。(改正2011. 6. 7)

⑥第1項から第4項までの規定による業務に携わるとか携わった者は業務を遂行して取得した金融情報等をこの法で定めた目的以外の他の用途で使うとか、他者または機関に提供するとか漏らしてはならない。(改正2011. 6. 7)

⑦第1項、第2項および第4項による金融情報等の提供要請および提供などに関して必要な事項は大統領令で定める。(改正2011. 6. 7)

[本条新設2008. 12. 19]

第35条(無償保育の特例) 削除(2013. 1. 23)

第36条(費用の補助など) 国家や地方自治体は大統領令に定めるところにより第10条による子どもの家の設置、保育教師(代替教師を含む)の人件費、超過保育にかかる費用など運営経費または地方育児総合支援センターの設置・運営、保育教職員の福祉増進、脆弱保育の実施など保育事業にかかる費用の全部または一部を補助する。(改正2011. 6. 7、2011. 8. 4、2013. 6. 4) [全文改正2007. 10. 17] [施行日:2013. 12. 5]

第37条(事業主の費用負担) 第14条によって子どもの家を設置した事業主は大統領令で定めるところによってその子どもの家の運営と保育に必要な費用の全部または一部を負担しなければならない。(改正2011. 6. 7)

[全文改正2007. 10. 17]

第38条(保育料などの収納) 第12条から第14条までの規定によって子どもの家を設置・運営する者はその子どもの家の所在地を管轄する市・道知事が決める範囲でその子どもの家を利用する者から保育料とその他の必要経費などを受けることができる。ただし、市・道知事は必要な時、子どもの家の類型と地域的条件を考慮して、その基準を異なって定めることができる。(改正2011. 6. 7)

[全文改正2007. 10. 17]

第39条(税制支援) ①第14条と第37条によって事業主が職場子どもの家を設置・運営するとか保育手当てを支給するのに必要な費用と保護者が嬰幼児の保育のために出費した保育料とその他に保育に必要な費用に関しては「租税特例制限法」で定めるところによって租税を減免する。(改正2011. 6. 7)

②第10条第4号の職場子どもの家を除いた子どもの家の運営費についても「租税特例制限法」で定めるところによって租税を減免する。(改正2011. 6. 7、2011. 8. 4)

[全文改正2007. 10. 17]

第40条(費用および補助金の返還命令) 国家や地方自治体は子どもの家の設置・運営者、育児総合支援センターの長、補修教育委託実施者などが次の各号のどれか一つに該当する場合にはすでに交付した費用と補助金の全部または一部の返還を命じることができる。(改正2011. 6. 7、2011. 8. 4、2011. 12. 31、2013. 6. 4)

1. 子どもの家の運営が停止・閉鎖または取り消された場合

2. 事業目的以外の用途に補助金を使った場合

3. 偽りやその外の不正な方法で補助金を交付された場合

4. 削除(2011. 8. 4)

5. 手違いまたは軽微な過失で補助金を交付された場合として保健福祉部令が定める事由に該当する場合 [全文改正2007. 10. 17] [施行日:2013. 12. 5]

第40条の2(保育費用支援額の還収) ①国家または地方自治体は保護者が偽りやその外の不正な方法で第34条、第34条の2および第35条による費用を支援を受けた場合にはその費用の全部または一部を還収することができる。

②第1項によって還収する場合に費用を返還する者が期限内に返還しない時には国税または地方税滞納処分の例によって徴収する。[本条新設2011. 6. 7]

第7章 指導および監督

第41条 (指導と命令) 保健福祉部長官、市・道知事および市長・郡守・区長は保育事業の円滑な遂行のために子どもの家設置・運営者および保育教職員に対して必要な指導と命令ができる。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7)

[全文改正 2007. 10. 17]

第42条 (報告と監査) ①保健福祉部長官、市・道知事もしくは市長・郡守・区長は子どもの家を設置・運営する者にとってその子どもの家に関して必要な報告をさせ、また関係公務員をして、その子どもの家の運営状況を調査させ、帳簿とその外書類を検査することができる。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7)

②第1項によって関係公務員がその職務を遂行する時にはその権限を表示する証票を持ってこれを関係者に示さなければならない。[全文改正 2007. 10. 17]

第43条 (子どもの家の廃止・休止および再開などの申告)

①第13条第1項によって認可された子どもの家を廃止し、一定期間運営を中断し、運営を再開しようとする者は保健福祉部令で定めるところによってあらかじめ特別自治道知事・市長・郡守・区長に届けなければならない。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2011. 8. 4)

②子どもの家の園長は子どもの家が廃止されるとか、一定期間運営が中断される場合には保健福祉部令で定めるところによってその子どもの家で保育中の嬰幼兒を他の子どもの家に移すなど嬰幼兒の權益を保護するための措置を取らなければならない。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7)

[全文改正 2007. 10. 17] [題目改正 2011. 6. 7]

第44条 (是正または変更命令) 保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡長・区庁長は子どもの家が次の各号のどれかに該当する場合、子どもの家の園長またはその設置・運営者に期間を定めて、その是正または変更を命じることができる。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2011. 8. 4、2013. 6. 4)

1. 第13条第1項による変更認可を受けずに子どもの家を運営する場合
2. 第15条による子どもの家の設置基準に違反した場合
3. 第17条第2項による保育教職員の配置基準に違反した場合
- 3の2. 第19条第2項による保育教職員の任免に関する事項を報告しないとか偽りで報告した場合
4. 第24条第1項による子どもの家の運営基準に違反した場合

4の2. 第25条第1項ただし書きに違反して子どもの家運営委員会を設置・運営しない場合

4の3. 第29条の2による生活記録簿を作成・管理しない場合

4の4. 第32条第1項による疾病の治療と予防措置をしない場合

4の5. 第33条による均衡あって衛生的で安全な給食をしない場合

5. 第38条による保育料などを限度額を超過してもらった場合

6. 第42条による報告をしないとか偽りで報告した場合または調査・検査を拒否するとか忌避した場合

7. 第43条第1項による申告をしなくて子どもの家を廃止するとか、一定期間運営を中断するとか、運営を再開した場合

8. 削除 (2011. 8. 4) [全文改正 2007. 10. 17]

第45条 (子どもの家の閉鎖など) ①保健福祉部長官、市・道知事および市長・郡守・区長は子どもの家を設置・運営する者が次の各号のどれかにあたれば1年以内の子どもの家運営停止を命ずるとか子どもの家の閉鎖を命ずることができる。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7)

1. 偽りやその外の不正な方法で補助金を交付されるとか補助金を流用した場合

2. 第40条による費用または補助金の返還命令を受けて返還しない場合

3. 第44条による是正または変更命令に違反した場合

②削除 (2011. 6. 7)

③特別自治道知事・市長・郡守・区長は子どもの家第1項によって運営止まりまたは閉鎖される場合には子どもの家に保育中の嬰幼兒を他の子どもの家に移すなど嬰幼兒の權益を保護するために必要な措置をしなければならない。(新設 2011. 8. 4)

④第1項による行政処分の詳細基準は保健福祉部令で定める。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2011. 8. 4)

[全文改正 2007. 10. 17]

[題目改正 2011. 6. 7]

第45条の2 (課徴金処分) ①保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡守・区長は子どもの家の設置・運営者が第45条第1項各号のどれかに該当し、子どもの家運営停止を命じなければならない場合で、その運営停止が嬰幼兒および保護者にひどい不便を与えたりとかその他、公益を害する恐れがあれば子どもの家運営停止処分に替えて3千万ウォン以下の課徴

金を賦課することができる。

- ②第1項による課徴金を賦課する違反行為の種類と違反程度等による課徴金の金額などに必要な事項は大統領令で定める。
- ③保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡守・区長は第1項による課徴金を払わなければならない者が納付期限まで払わない場合には国税または地方税滞納処分の例によって徴収する。[本条新設2011. 6. 7]

[以前第45条の2は第45条の3に移動(2011. 6. 7)]
第45条の3(行政制裁処分効果の承継) 子どもの家を設置・運営する者がその子どもの家を譲渡するとか死亡した時、または法人の合併がある時には以前の子どもの家を設置・運営した者に第45条第1項各号の事由で行った行政制裁処分の効果はその行政処分日から1年間、その譲受者・相続人もしくは合併後新設され、または存続する法人に承継され、行政制裁処分の手続きが進行中の場合には譲受者・相続人もしくは合併後新設され、または存続する法人に対して行政制裁処分の手続きを続行することができる。ただし、譲受者・相続人もしくは合併後新設され、または存続する法人が譲り受けまたは合併する時、その処分または違反事実を知らなかったことを証明する場合にはそうではない。(改正2011. 6. 7)

[本条新設2008. 1. 17][第45条の2により移動(2011. 6. 7)]

- 第46条(子どもの家の園長の資格停止) 保健福祉部長官は子どもの家の園長が次の各号のどれか一に該当する場合、1年以内の範囲で保健福祉部令で定めるところに従い、その資格を停止させることができる。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2013. 6. 4)
1. 子どもの家の園長が業務遂行中、故意や重大な過失で幼児に損害を負わせた場合として次の各目のどれか一つに該当する場合
 - ア. 幼児の生命を害したり身体または精神に重大な損害を負わせた場合
 - イ. 第24条にともなう運営基準に違反して損害を負わせた場合
 - ウ. 第33条により保健福祉部令に定めた給食基準に違反して損害を負わせた場合
 - エ. その他、損害を負わせた場合
 2. 該当の業務遂行に必要な資格がない者を採用して保育教師・看護婦または栄養士などの業務を遂行するようにした場合
 3. 第23条による補修教育を連続して3回以上受けない場合
 4. 偽りやその外の不正な方法で補助金を交付され

るとか補助金を流用した場合[全文改正2007. 10. 17][題目改正2011. 6. 7]

第47条(保育教師の資格停止) 保健福祉部長官は保育教師が次の各号のどれか一にあたれば1年以内の範囲で保健福祉部令に定めるところによってその資格を停止させることができる。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 12. 31)

1. 保育教師が業務遂行の中でその資格と係わって故意や重大な過失で損害を被らせた場合
2. 第23条の2による補修教育を連続して3回以上受けない場合[全文改正2007. 10. 17]

第48条(子どもの家の園長または保育教師の資格取り消し) 保健福祉部長官は子どもの家の園長または保育教師が次の各号のどれか一にあたればその資格を取り消すことができる。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7、2011. 8. 4)

1. 偽りやその外の不正な方法で資格証を取得した場合
2. 資格取得者が業務遂行の中でその資格と係わって故意や重大な過失で損害を被らせて禁錮以上の刑を宣告を受けた場合
3. 「児童福祉法」第17条の禁止行為をして同法第71条第1項により処罰された場合
4. 第22条の2による名義貸与禁止などの義務に違反した場合
5. 資格停止処分期間終了後3年以内に資格停止処分に該当する行為をした場合
6. 資格停止処分を受けてからも資格停止処分期間以内に資格証を使って資格関連業務を遂行した場合
7. 資格停止処分を3回以上受けた場合
8. 第46条第4号に該当し禁錮以上の刑を宣告を受けた場合[全文改正2007. 10. 17]

[題目改正2011. 6. 7]

第49条(聴聞) 保健福祉部長官、市・道知事および市長・郡守・区長は第45条から第48条までの行政処分をするためには聴聞をしなければならない。(改正2008. 2. 29、2010. 1. 18)[全文改正2007. 10. 17]

第49条の2(子どもの家情報の公示など) ①子どもの家の園長は子どもの家が保有・管理する次の各号の情報を毎年1回以上公示しなければならない。この条で「公示情報」という)を特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区庁長に提出しなければならない。保健福祉部長官は公示情報と関連した資料の提出を要求することができる。

1. 子どもの家の施設、設置・運営者、保育教職員

など基本現況

2. 第29条による子どもの家保育課程に関する事項
 3. 第38条により受納する保育料とその他の必要経費に関する事項
 4. 子どもの家の予算・決算など会計に関する事項
 5. 幼児の健康・栄養および安全管理に関する事項
 6. その他、保育条件および子どもの家運営に関する事項として大統領令で定める事項
- ② 公示情報の具体的な範囲と公示の回数・時期および方法などに必要な事項は大統領令で定める。
 - ③ 保健福祉部長官は第1項にともなう公示に必要な様式を準備・普及して公示情報を収集および管理することができる。この場合、保健福祉部長官は保育政策樹立、学術研究振興、統計作成などに活用するために公示情報を連係・加工することができる。
 - ④ 保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡長・区庁長は子どもの家の園長が該当情報を公示しなかったり怠る場合、これに対する是正を勧告しなければならない。
 - ⑤ 子どもの家の園長は子どもの家を広報したり「表示・広告の公正化に関する法律」による表示または広告をする時には第1項により公示された情報と異なっており知らせてはならない。
 - ⑥ 保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡長・区庁長は第5項の違反有無を確認する必要がある場合には、該当子どもの家の園長に関連資料の提出を要請することができる。この場合、要請を受けた子どもの家の園長は正当な理由がない限り、関連資料を保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡長・区庁長に提出しなければならない。

[本条新設2013. 6. 4] [施行日: 2013. 12. 5]

- 第49条の3 (違反事実の公表) ①保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡長・区庁長は第45条または第45条の2による行政処分を受けた子どもの家で次の各号のどれか一つのケースに該当する子どもの家に対し、その違反行為、処分内容、該当子どもの家の名称、代表者の姓名、子どもの家園長の姓名(代表者と同一人でない場合だけ該当する)およびその他、他の子どもの家と区別するのに必要な事項として大統領令で定める事項を公表することができる。この場合、公表有無を決める時にはその違反行為の動機、程度、回数および結果などを考慮しなければならない。
1. 偽りやその他の不正な方法で補助金を交付させたり補助金を流用した場合
 2. 第24条にともなう運営基準および第33条により保健福祉部令に定めた給食基準に違反して、幼

児の生命を害したり身体または精神に重大な被害が発生した場合

- ② 保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡長・区庁長は第46条から第48条までの行政処分を受けた者で、「児童福祉法」第17条にともなう禁止行為をして、幼児の生命を害したり身体または精神に重大な被害をもたらせた子どもの家の園長および保育教師に対し法違反履歴と名簿、その他大統領令に定める事項を公表することができる。この場合、公表有無を決める時にはその違反行為の動機、程度、回数および結果などを考慮しなければならない。
- ③ 保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡長・区庁長は第1項および第2項にともなう公表を実施する前に公表対象者にその事実を通知して、疎明資料を提出したり出席して意見陳述ができる機会を付与しなければならない。
- ④ 第1項および第2項にともなう公表の手続き・方法、その他に必要な事項は大統領令に定める。

[本条新設2013. 6. 4] [施行日: 2013. 12. 5]

第8章 補則

- 第50条 (経歴の認定) ①子どもの家に勤める者の中で「乳児教育法」による幼稚園教員の資格を持った者に対しては子どもの家での勤務経歴を「乳児教育法」による教育経歴と認める。(改正2011. 6. 7)
- ②幼稚園(「乳児教育法」第2条第6号による放課後課程授業課程を運営している幼稚園をいう)に勤める者の中でこの法による保育教師の資格を持った者については幼稚園での勤務経歴をこの法による保育経歴と認める。(改正2012. 3. 21)

[全文改正2007. 10. 17]

- 第51条 (権限の委任) この法による保健福祉部長官または市・道知事の権限は大統領令で定めるところによって、その一部を市・道知事または市長・郡守・区長に委任することができる。[全文改正2011. 8. 4]

- 第51条の2 (業務の委託) ①保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡守・区庁長は大統領令で定めるところによって、次の各号に該当する業務を公共機関または民間機関・団体などに委託することができる。(改正2011. 12. 31、2013. 6. 4)

1. 第7条第1項による育児総合支援センターの運営業務
2. 第22条第1項による子どもの家の園長または保育教師の資格検定および保育資格証明交付などに関する業務
3. 第23条第1項および第23条の2第1項による補修教育の実施業務

4. 第30条第1項による子どもの家評価認証に関する業務

5. 第34条の3第1項による利用権に関する業務

②保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡長・区庁長は第1項により業務を委託した場合には予算の範囲でそれに必要な費用を補助することができる。

③保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡長・区庁長は次の各号のどれか一つに該当する場合には第1項にともなう委託を取り消すことができる。

1. 受託機関が第2項により支給された補助金を目的以外の用途に使った場合

2. 受託機関が偽りやその他の不正な方法で第2項にともなう補助金を支給された場合

3. その他に大統領令に定める理由がある場合

[本条新設2011. 8. 4] [施行日: 2013. 12. 5]

第52条(島嶼・僻地・農漁村地域などの子どもの家) ①

特別自治道知事・市長・郡守・区長は島嶼・僻地・農漁村地域などにある子どもの家で第15条による子どもの家の設置基準および第17条第2項による保育教職員の配置基準を適用しにくいと認める場合には第6条による地方保育政策委員会の審議を経て、管轄市・道知事の承認を受けて、これを異なって適用することができる。〈改正2011. 6. 7、2011. 8. 4〉

②第1項による島嶼・僻地・農漁村地域などの具体的な範囲、子どもの家の設置基準および保育教職員の配置基準は保健福祉部令で定める。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉

[全文改正2007. 10. 17] [題目改正2011. 6. 7]

第53条(子どもの家連合会) ①保育事業の円滑な推進と子どもの家の均衡的な発展、子どもの家の間の情報交流および相互協助増進のために子どもの家連合会を設立することができる。〈改正2011. 6. 7〉

②子どもの家連合会の組織と運営、機能などに必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉

[全文改正2007. 10. 17] [題目改正2011. 6. 7]

第9章 罰則

第54条(罰則) ①第34条の6第6項に違反した者は5年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。この場合懲役刑と罰金刑は併科できる。〈新設2008. 12. 19、2011. 6. 7〉

②偽りやその他の不正な方法で補助金を交付されとか補助金を流用した者は3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2008. 12. 19〉

③次の各号のどれか一に該当する者は1年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2008.

12. 19、2011. 6. 7〉

1. 第13条第1項による設置認可を受けずに子どもの家の名称を使うとか、事実上子どもの家の形態で運営した者

2. 偽りやその他の不正な方法で第13条第1項による子どもの家の設置認可もしくは変更認可を受けた者

3. 第22条の2に違反して自分の姓名や子どもの家の名称を使って子どもの家の園長または保育教師の業務を遂行させ、また資格証を貸与した者およびその相手

4. 偽りやその他の不正な方法で第34条、第34条の2および第35条による費用の支援を受けるとか、他者をして支援を受けるようにした者

5. 第34条の3による保育サービス利用権を不正使用した者

6. 偽りやその他の不正な方法で第38条による保育料などを収納した子どもの家の設置・運営者

7. 第45条第1項による子どもの家運営停止命令もしくは子どもの家の閉鎖命令に違反して事業を継続した者

8. 削除 〈2011. 6. 7〉

[全文改正2007. 10. 17]

第55条(両罰規定) 法人の代表者や法人または個人の代理人、使用者、その外の従業員がその法人または個人の業務に関して第54条の違反行為をすればその行為者を罰する外にその法人または個人にも該当の条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当の業務に関して相当な注意と監督を怠らない場合にはそうではない。

[全文改正2011. 6. 7]

第56条(過料) ①第43条第1項による申告をしなくて子どもの家を廃止するとか一定期間運営を中断するとか運営を再開した者には500万ウォン以下の過料を賦課する。〈改正2011. 6. 7〉

②次の各号のどれか一に該当する者には300万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第26条第1項による脆弱保育を優先的に実施しない者

2. 第28条第1項各号に該当する者を優先的に保育しない者

3. 第31条による健診または応急措置などを履行しない者

③第1項と第2項による過料は大統領令で定めるところによって保健福祉部長官、市・道知事または市長・郡守・区長が賦課・徴収する。〈改正2008. 2. 29、2010. 1. 18、2011. 6. 7〉

④削除〈2011. 6. 7〉

⑤削除〈2011. 6. 7〉

⑥削除〈2011. 6. 7〉

[全文改正 2007. 10. 17]

*なお、前稿解説部において「嬰幼兒保育法」を「嬰幼兒教育法」と誤記した箇所があった。お詫びする。